

參考資料

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

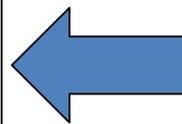
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書



企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

地方公会計に関するこれまでの取組①（統一的な基準の設定まで）

平成11年度、12年度

○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」を開催し、同研究会報告書において、決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデル(総務省方式)が示される。

平成17年度～20年度

○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び平成18年に施行された行政改革推進法(平成18年法律第47号)において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の作成が要請される。
○平成18年に「新地方公会計制度研究会」を開催し、同研究会報告書において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が示される。

○上記報告書を受け、同年から平成19年まで「新地方公会計制度実務研究会」を開催し、上記2モデルによる財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表。

⇒ 各地方公共団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル及び総務省方式による財務書類等の作成が進められ、地方公会計の整備は着実に推進

○平成20年には「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が発足し、地方公会計の整備が円滑に進むよう、作成手順等を検討。

平成22年度～26年度

統一的な基準の設定(平成26年)

○平成22年から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催し、平成26年の同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示される。

○上記報告書を受け、平成26年に「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催し、統一的な基準による財務書類等の作成について、詳細な取扱いを定めた要領等(マニュアル)を公表。

地方公会計に関するこれまでの取組②（統一的な基準の設定以後）

固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした 財務書類の作成に関する「統一的な基準」の設定（平成26年）

平成27年度～29年度

統一的な基準による地方公会計の整備要請期間

- 平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請（平成27年1月）。
- 平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了。
- その間、平成28年に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」、平成29年に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を開催し、活用事例の収集分析や新たな活用方策等を検討。

平成30年度～令和元年度

要請期間終了後

- 平成30年度及び令和元年度に「地方公会計の推進に関する研究会」を開催。比較可能な形による財務書類等の公表のあり方等を検討。

令和2年度、3年度

- 各地方公共団体において、①毎年度、確実に財務書類・固定資産台帳の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までに完成させる）こと、②地方公会計と公共施設の適正管理との連携を行うことを推進。

令和4年度

- 令和4年度から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催。
〔 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・見直しが進み、資産管理がより重視されている状況も踏まえ、地方公会計情報の行財政運営における継続的かつ具体的な活用手法などについて検討。 〕

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年 1月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年 5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年 4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年 1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめしております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

今後の地方公会計のあり方に関する研究会

1. 背景・課題

- 平成26年に設定した「統一的な基準」に基づき、財務書類の作成を推進してきた結果、令和3年度末には、1,638/1,788団体(91.6%)の自治体で毎年度作成がなされるなど、定着してきた。
- 一方で、以下の課題がある。
 - ①資産管理等への活用が2割程度に留まるなど、公共施設マネジメント等への更なる活用の余地(活用に関する課題)
 - ②これまでの統一的な基準の運用等を踏まえ、統一的な基準の精度を検証し、必要に応じて改善が必要。(基準のメンテナンスに関する課題)

2. 検討項目

- ①地方公会計情報の一層の活用方法の検討
 - ・固定資産台帳の活用(公共施設マネジメント等)
 - ・財務書類の活用(セグメント分析)
- ②統一的な基準の検証・改善
 - ・固定資産台帳の精緻化(精度の底上げ、施設との紐付け)
 - ・固定資産台帳と他の台帳(公有財産台帳等)との連携
 - ・財務書類の計上方法の精査
 - ・予算執行との連携による早期作成・精緻化・負担軽減 など

3. スケジュール

令和4年8月1日(月)から2年間

4. 委員

(座長)	関口 智	立教大学経済学部教授	※敬称略
(委員)	天川 竜治	熊本県宇城市総務部長	
	石川 恵子	日本大学経済学部教授	
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	
	遠藤 尚秀	大阪公立大学大学院都市経営研究科長(教授)	
	川口 克仁	大阪府大東市政策推進部次長兼行政サービス向上室長兼課長	
	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー	
	菅原 正明	公認会計士・税理士	
	高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー・公認会計士	
	田中 郁雄	横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長	
	中川 美雪	合同会社みらい会計研究所代表・中川美雪公認会計士事務所代表	
	吉野 真穂	東京都会計管理局新公会計制度担当課長	
(オブザーバー)	園田 雅宏	財務省主計局法規課公会計室長	

地方公会計の現状

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和4年3月末時点で、令和2年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の94.1%にあたる1,683団体が整備(更新)済み。
- 令和4年3月末時点で、令和2年度決算に係る財務書類については全団体の91.6%にあたる1,638団体が作成済み。

【令和2年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和4年3月31日時点)

※固定資産台帳の更新を毎年度行うことが必要

(単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県		市区町村		合計	※参考 前年度の状況
			指定都市	指定都市除く 市区町村		
整備(更新)済み	46 (97.9%)	1,637 (94.0%)	20 (100.0%)	1,617 (94.0%)	1,683 (94.1%)	1,565 (87.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	[+118 (+6.6%)]

【令和2年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和4年3月31日時点)

※令和5年度までに全都道府県、令和7年度までに全団体に決算年度の翌年度末までに財務書類の作成を完了することが必要 (単位:団体)

作成状況	都道府県		市区町村		合計	※参考 前年度の状況
			指定都市	指定都市除く 市区町村		
作成済み	46 (97.9%)	1,592 (91.4%)	20 (100.0%)	1,572 (91.3%)	1,638 (91.6%)	1,539 (86.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	[+99 (+5.5%)]

「令和2年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>(未利用資産等の活用促進) a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

新経済・財政再生計画改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定） 抜粋

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○令和2年度から令和4年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数【2023年度までに100%】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>b. 地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
	<p>○令和2、3年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数【2023年度までに100%】</p>	<p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

地方公会計の「見える化」・財政指標の活用推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】

財務書類の概要

令和2年度 財務書類に関する情報①

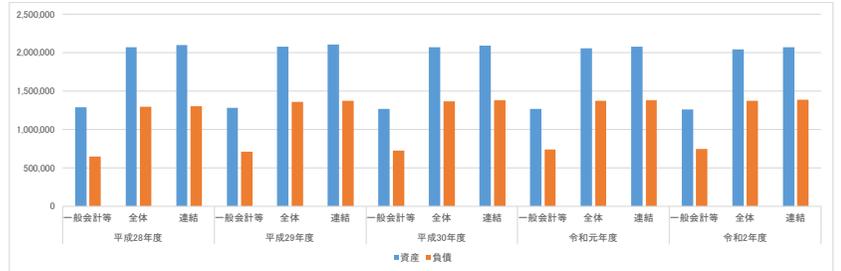
人口	784,774人(政令11現在)	職員数(一般職員等)	9,381人
総務課	784,871人	実質赤字比率	-%
標準財政規模	233,708,954千円	連結実赤字比率	-%
類似団体区分	政令指定都市	実質公債費率	10.9%
		将来負担比率	134.7%

(抜粋)

1. 資産・負債の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	資産 1,255,386	1,278,478	1,268,341	1,268,589	1,253,416
	負債 446,511	314,387	222,775	238,200	149,247
全体	資産 2,072,377	2,077,393	2,066,467	2,055,859	2,045,329
	負債 1,253,118	1,382,062	1,367,924	1,370,571	1,373,084
連結	資産 2,100,712	2,103,458	2,094,202	2,089,913	2,072,384
	負債 1,299,918	1,374,655	1,360,524	1,362,867	1,364,837

- 行政コストの状況
 - 純資産変動の状況
 - 資金収支の状況
- も同様に公表



分析:
令和2年度の一般会計等における資産の総額は、前年度に比べ52億円の減少となっている。固定資産は66億円減少しており、これは減価償却の影響などによる有形固定資産の減少が進んだことが主な要因となっている。流動資産は、財政調整基金を10億円取り崩した一方、繰越金が前年度比で20億円増加したことなどから、流動資産全体では14億円の増加となった。
一般会計等における負債の総額は、前年度に比べ110億円の増となっている。固定資産の財源である地方債について、公共施設整備などにおける地方債の発行や普通交付税の代替財源となる臨時財政対策債の残高が1103億円増加したことによるものである。
連結での資産総額は2兆724億円である。これは下水道事業会計(5,804億円)や水道事業会計(1,650億円)をはじめとする公営企業会計の公営資産が加算されることによるものである。また、負債総額は1兆3,848億円であり、これも資産同様下水道事業会計(5,391億円)及び水道事業会計(826億円)などの加算によるものである。
負債は将来世代への負担となるため、引き続き、公共施設の最適化を進めるとともに、投資的経費の厳正な選択に努めていく。

地方公会計に係る指標

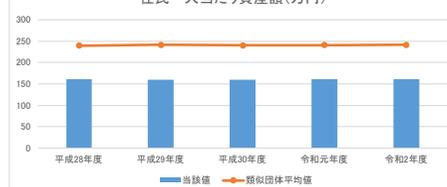
令和2年度 財務書類に関する情報② (一般会計等に係る指標)

1. 資産の状況

① 住民一人当たり資産額 (万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産合計	128,838,582	127,847,811	126,834,142	126,858,853	126,341,564
人口	800,112	796,773	792,868	788,465	784,774
当該値	160.7	160.5	160.0	160.9	161.0
類似団体平均値	240.0	241.9	240.5	240.7	241.4

住民一人当たり資産額(万円)



分析:

1. 資産の状況

令和2年度決算を類似団体と比べると、「市民一人当たり資産額」は低くなっている。これは、類似団体に比べ地価が低いため、減価償却の無い土地の市民一人当たり資産額が低いことが影響していると考えられる。
また、「有形固定資産減価償却率」は他団体に比べて低くなっていることから、他団体に比べ新規施設の整備がなされていると考えられる。

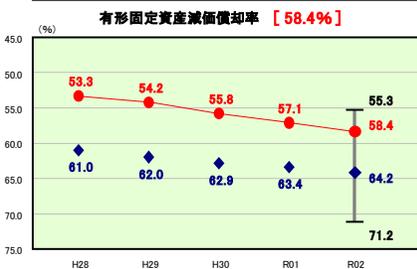
- 資産と負債の比率
 - 行政コストの状況
 - 負債の状況
 - 受益者負担の状況
- も同様に公表

【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】

有形固定資産減価償却率(全体)

有形固定資産減価償却率

類似団体内順位 2/20 全国平均 62.1 新潟県平均 58.6



有形固定資産減価償却率の分析欄

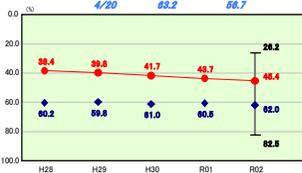
施設の長寿命化などの影響もあり、有形固定資産合計が前年度から79億円の減少となったことから、有形固定資産減価償却率は1.3ポイント上昇しています。
一方で、政令市中では2番目に低い値となっており、合併建設計画等により、新規施設の整備を進めてきた結果として、減価償却累計額の低い施設が多いといえます。

施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

【道路】

有形固定資産減価償却率

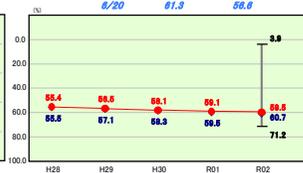
類似団体内順位 4/20 全国平均 63.2 新潟県平均 58.7



【橋りょう・トンネル】

有形固定資産減価償却率

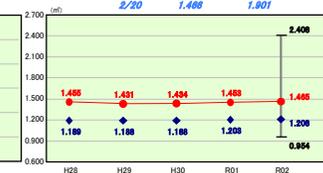
類似団体内順位 6/20 全国平均 61.3 新潟県平均 56.6



【学校施設】

一人当たり面積

類似団体内順位 2/20 全国平均 1,488 新潟県平均 1,901



施設情報の分析欄

本市は平成17年度の広域合併により、施設数が増加し、公営住宅を除く市民一人当たりの公共施設面積は、全政令市のうち最も大きくなっています。
道路については、一人当たり延長が政令市3位、政令市平均の2.4倍と長く、歳出に占める土壌費の割合も政令市で一番大きくなっています。有形固定資産減価償却率は、政令市で2番目に低くなっていますが、償却率は上昇傾向にあり、今後維持管理、更新費用の増加が見込まれています。
学校施設については、一人当たり面積が政令市2位、政令市平均の1.2倍と大きくなっていますが、これまで適正配置基本方針に基づき、学校の統廃合を実施してきたため、減少傾向にあります。
有形固定資産減価償却率は、政令市平均が増加傾向にあるのに対し、統廃合の実施により増加が抑制されています。

施設類型:

道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

地方公会計の活用状況（令和3年度）

R4.8.1
第1回今後の地方公会計のあり方に関する研究会資料 抜粋

（単位：団体）

区分	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市除く 市区町村		合計	※参考 前年度の状況		
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、各種指標の分析を行った	19	(40.4%)	970	(55.7%)	13	(65.0%)	957	(55.6%)	989	(55.3%)	963	(53.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	2	(4.3%)	73	(4.2%)	4	(20.0%)	69	(4.0%)	75	(4.2%)	86	(4.8%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時に財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	8	(17.0%)	400	(23.0%)	4	(20.0%)	396	(23.0%)	408	(22.8%)	211	(11.8%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類や固定資産台帳の情報を活用し、施設の適正管理に活用した	1	(2.1%)	60	(3.4%)	2	(10.0%)	58	(3.4%)	61	(3.4%)	97	(5.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	9	(19.1%)	230	(13.2%)	6	(30.0%)	224	(13.0%)	239	(13.4%)	218	(12.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	37	(78.7%)	412	(23.7%)	12	(60.0%)	400	(23.2%)	449	(25.1%)	480	(26.8%)
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	12	(25.5%)	7	(0.4%)	4	(20.0%)	3	(0.2%)	19	(1.1%)	26	(1.5%)
未利用財産の売却時等に固定資産台帳を活用した	1	(2.1%)	28	(1.6%)	0	(0.0%)	28	(1.6%)	29	(1.6%)	23	(1.3%)
上記以外の活用	3	(6.4%)	66	(3.8%)	3	(15.0%)	63	(3.7%)	69	(3.9%)	65	(3.6%)

※ 合計の%表示については、1,788団体を分母として計算。
※ 複数回答あり。

「令和2年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より
(令和4年3月31日時点)

- 地方公会計から得られる各種指標の分析については、過半数の団体で行われるなど、定着が進んできた。
- 一方、資産管理等への活用が2割程度に留まるなど、公共施設マネジメント等への更なる活用の余地があるのではないか。



地方公会計情報(固定資産台帳・財務書類)の一層の活用方法の検討が必要

地方公会計の活用に向けた取組

財務書類等の活用に関する実態調査

R5.3.3
第4回今後の地方公
会計のあり方に関す
る研究会資料 抜粋

毎年度の活用アンケートの改善

- 毎年度実施している地方公会計の活用調査について、各団体の活用状況をより正確に把握するため、**設問の選択肢を修正**した上で、改めて全団体に対して調査を実施。(回答数:1,777団体(99.4%))
- 調査対象期間を、既に実施した令和3年度分の活用調査(結果は下記参照)と同一にして、**回答率の変化を検証**。

(単位:団体)

区分	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計	※参考 前年度の状況
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、各種指標の分析を行った	19 (40.4%)	970 (55.7%)	13 (65.0%)	957 (55.6%)	989 (55.3%)	963 (53.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	2 (4.3%)	73 (4.2%)	4 (20.0%)	69 (4.0%)	75 (4.2%)	86 (4.8%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時に財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	8 (17.0%)	400 (23.0%)	4 (20.0%)	396 (23.0%)	408 (22.8%)	211 (11.8%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類や固定資産台帳の情報を利用し、施設の適正管理に活用した	1 (2.1%)	60 (3.4%)	2 (10.0%)	58 (3.4%)	61 (3.4%)	97 (5.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	9 (19.1%)	230 (13.2%)	6 (30.0%)	224 (13.0%)	239 (13.4%)	218 (12.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	37 (78.7%)	412 (23.7%)	12 (60.0%)	400 (23.2%)	449 (25.1%)	480 (26.8%)
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	12 (25.5%)	7 (0.4%)	4 (20.0%)	3 (0.2%)	19 (1.1%)	26 (1.5%)
未利用財産の売却時等に固定資産台帳を活用した	1 (2.1%)	28 (1.6%)	0 (0.0%)	28 (1.6%)	29 (1.6%)	23 (1.3%)
上記以外の活用	3 (6.4%)	66 (3.8%)	3 (15.0%)	63 (3.7%)	69 (3.9%)	65 (3.6%)

※ 合計の%表示については、1,788団体を分母として計算。

※ 複数回答あり。

- 現行の選択肢を緩和し、各団体の取組が「活用」だと認識しやすいよう改善。(選択肢の修正一覧は次ページ)

【具体例】・施設別・事業別等の行政コスト計算書等の**財務書類を作成した**

→施設別・事業別等の**行政コストを計算し、業務の参考とした**

必ずしも行政コスト計算書を作成しなくてよいよう改善

・公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に財務書類や固定資産台帳の**情報を活用した**

→公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳に**含まれる情報を使った**

地方公会計情報の出典を限定しないよう改善

財務書類等の活用に関する実態調査結果

R5.3.3
第4回今後の地方公
会計のあり方に関す
る研究会資料 抜粋

- 既に実施した活用調査(令和3年度分)の回答結果と比較したところ、結果は下記のとおり。
- 特に、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定・改訂時における活用については、**団体数が大きく増加**。
⇒選択肢を改善した結果、各団体の活用状況をより正確に把握することができたのではないかと推察される。

第2回研究会(令和4年10月19日) 資料3「地方公会計の活用に関する今後の進め方」

〈なぜ、「活用」が進んでいないのか〉

仮説1 財務書類や固定資産台帳に記載されている「情報」(資産価格、老朽化の状況等)は活用しているが、財務書類、固定資産台帳「のみ」を参照しているわけではない(他の法定の資産台帳等も参照)ため、**地方公会計を「活用」していると認識していない**のではないかと推察される。

【活用団体数が増加した選択肢(公共施設等総合管理計画の見直し関係)】

③公共施設等総合管理計画	都道府県	市区町村	指定都市		指定都市を除く 市区町村	合計
			指定都市	指定都市を除く 市区町村		
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	8 (17.0%)	370 (21.3%)	4 (20.0%)	366 (21.3%)	378 (21.1%)	
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳に 含まれる情報を使った	17 (36.2%)	991 (56.9%)	10 (50.0%)	981 (57.0%)	1,008 (56.4%)	

④個別施設計画	都道府県	市区町村	指定都市		指定都市を除く 市区町村	合計
			指定都市	指定都市を除く 市区町村		
個別施設計画の策定や改訂時に財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	1 (2.1%)	135 (7.8%)	0 (0.0%)	135 (7.8%)	136 (7.6%)	
個別施設計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳に 含まれる情報を使った	3 (6.4%)	615 (35.3%)	5 (25.0%)	610 (35.4%)	618 (34.6%)	

〈「財務書類や固定資産台帳に含まれる情報」について、具体的にどのような情報を使ったのか〉 ※今回の調査で増加した団体から聴取

- ・ほとんどの団体が、有形固定資産減価償却率を算出するため、減価償却累計額を使ったと回答。
- ・そのほか、面積、耐用年数、改修に伴う投資金額 等

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
- 地方公共団体のDX
- 首長・管理者向けトップセミナー

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円（約1,400団体・公営企業への派遣を想定）

課題対応アドバイス事業（手挙げ型）の令和3年度事例

【事業利用事例】山梨県小菅村（アドバイザー：自治体職員）

背景・目的

- これまで作成してきた財務書類については、活用方法が分からず、議会報告など外部への説明に活用出来ていなかった。財政全般を担当1名で取り扱う状況において、精度向上や活用を目指し、アドバイザーに助言を求めた。

事例の概要

- 村役場の規模・業務体制等の状況を鑑み、担当者1名での作成を前提とした財務書類の年間作業スケジュールの設定について助言を受けた。
- 地方公会計特有の項目（引当金や建設仮勘定等）に対する計上方法や、過去作成した財務書類の精度向上が必要なポイントについて、指導を受けた。
- 村が抱える課題について、アドバイザーの実務経験を元に、地方公会計を用いた、解決へのアプローチ手法について助言を受けた。
 - ・ 懸案事項であるごみの有料化の検討について、地方公会計を用いたコストの積算や分析方法、これらを踏まえた使用料単価の算定方法について、助言を受けた。また、料金決定に係る合意形成のノウハウがなかったため、行政サービス料金の値上げプロセスについても、実務事例を元に助言を受けた。
 - ・ この他、村の課題解決にあたり、問題点を探る上で、関係分野に係る投資費用を他市町村と比較するといった財政的なアプローチ手法について、助言を受けた。



人口：662人（R4.10.1時点）
行政職職員数：21名（R4.4.1時点）

効果等

- 限られた人員の中、年間の作成スケジュールの確立に目処が立つと共に、決算資料として議会報告に活用することができた。
- 財務書類の作成だけでなく、村が抱える課題について、どのように解決を目指していくかというアプローチ手法や、財政的な側面から検討するための指針を得ることができた。

啓発・研修事業（県主催の市町村向け研修）の令和3年度事例

【事業利用事例】愛知県市町村課

（アドバイザー：コンサルタント）

背景・目的

- 地方公会計の財務書類等の作成については、県内市町村において一定程度の進捗が見られていることから、次のステップとして活用を意識してもらうために、セグメント分析の体験機会として、演習形式の研修を実施した。

事例の概要

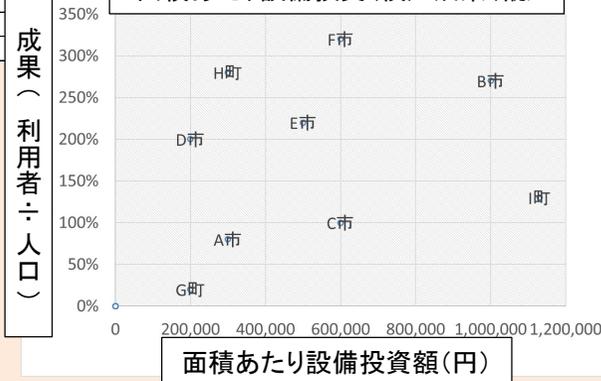
- 事前課題として、「体育施設に係るセグメント財務書類」を参加団体が作成（県内21団体が参加）。
- より正確な比較ができるよう、体育施設全体だけでなく、トレーニング施設や武道場、競技場など、種類別に分けてセグメント別財務書類を作成。
- セグメント別財務書類の数値を用いて、面積当たり費用や利用者当たり費用、面積当たりの設備投資額、成果（利用者/人口）等の指標を算出し、一覧化した。
また、研修内限りで順位や偏差値も表示し、比較しやすい形で分析・意見交換を行った。
- 複数の指標を用いて、グラフ化することでも比較を実施。例えば、右表では、設備投資額に対し必ずしも成果が比例する状況ではないことが分かる。

施設全体ごとの市町村別比較（サンプル）

●施設規模に関する指標												
	面積あたりの設備投資額 (円/m)			人口当たりの施設規模 (円/人)			面積当たり費用			成果 (利用者/人口)		
	偏差値	順位		偏差値	順位		偏差値	順位		偏差値	順位	
A市	300,000	42.6	6	6,000	42.4	7	8,000	59.5	2	80%	39.7	8
B市	1,000,000	64.5	2	18,000	47.7	5	30,000	41.6	7	270%	59.3	3
C市	600,000	52.0	3	3,000	41.1	9	15,000	53.8	5	100%	41.7	7
D市	200,000	39.4	8	25,000	50.8	3	7,000	60.3	1	200%	52.1	5
E市	500,000	48.8	5	10,000	44.2	6	40,000	33.4	9	220%	54.1	4
F市	600,000	52.0	3	3'								
G町	200,000	39.4	8									
H町	300,000	42.6	6									
I町	1,130,000	68.6	1									

成果（利用者÷人口）

面積あたり設備投資（横）・成果（縦）



効果等

- 活用の第一歩としてセグメント分析を体験することができると共に、作成にあたってのポイントや課題を認識することができた。
- セグメント別財務書類を用いて、同一施設について他団体と比較を行うことで、自団体の課題を認識することができた。

所有外資産の資産計上について

所有外資産に係る現状

R4.10.17
第2回今後の地方公会計
のあり方に関する研究会
資料から作成

- 統一的な基準における「資産」の定義：
※今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月）から抜粋
過去の事象の結果として、**特定の会計主体が支配するもの**であって、
 - ①**将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源**、または
 - ②**当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの**
- **管理者と所有者が異なる資産**（以下「所有外資産」という。）は、
上記の定義①、②に該当するが、**所有権を有さないため、
地方公共団体が「支配するもの」には該当しないものと整理しており、現状では資産計上していない。**
例：指定区間外の国道（以下「都道府県管理国道」という。）、指定区間の一級河川 等
- 一方、**上記資産の整備に要する経費に充てた地方債は負債に計上されることから**、資産と負債でアンバランスが生じている。
⇒現状、**注記によってその価額を示すことが望ましいとされている。**

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	4,000,000	固定負債	4,400,000
有形固定資産	2,000,000	地方債	4,000,000
(略)		(略)	
インフラ資産	1,900,000	流動負債	500,000
(略)		(略)	
流動資産	1,000,000	負債合計	4,900,000
(略)		【純資産の部】	
		純資産合計	100,000
資産合計	5,000,000	負債及び純資産合計	5,000,000

所有外資産の整備のため発行した地方債は、負債の部に計上される。



所有外資産は資産の部には計上されない。
例えば、所有権を有する都道府県道はインフラ資産に計上されるが、管理するのみである都道府県管理国道は計上されない。

所有外資産の財務書類上の取扱い（資産計上）について①

1. 所有外資産の資産計上について

所有外資産の定義：

一定の地方負担を伴って整備され、当該地方団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産

○ 現状、上記のとおり定義する所有外資産については、管理する地方団体が当該資産に係る所有権を有しないことから、統一的な基準の「資産」の定義である「支配するもの」に該当しないと整理し、資産計上していない。

○ しかし、所有外資産は、一定の地方負担を伴って整備されるとともに、各地方団体が一定の管理権限（維持・修繕等の工事の実施等）を有している。

⇒ 統一的な基準の「資産」の定義への該当性を改めて検討すべきではないか。

○ 企業会計における概念フレームワークにおいては、**資産の定義における「支配」は、必ずしも所有権を有していることを条件とはしていない。**

討議資料 財務会計の概念フレームワーク（2006年12月企業会計基準委員会）

【本文】
〔資産〕

4. 資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう(2)(3)。

(2) ここでいう支配とは、**所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態**をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合もある。

(3) 一般に、繰延費用と呼ばれてきたものでも、将来の便益が得られると期待できるのであれば、それは、資産の定義には必ずしも反していない。その資産計上がもし否定されるとしたら、資産の定義によるのではなく、認識・測定の要件または制約による。

○ さらに、地方公会計においても、所有権移転外ファイナンス・リース等の場合において、所有権を有しないものについて資産計上している例がある。

⇒ 統一的な基準の「資産」の定義である「支配するもの」の該当性については、所有権の有無のみではなく、その実態を踏まえて整理すべき。

所有外資産の財務書類上の取扱い（資産計上）について②

- 所有外資産の中でも代表的なものとして、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川の実態は以下のとおり。

【一定の地方負担を伴って整備】

	指定区間外の国道	指定区間の一級河川	二級河川
整備に係る費用	国道の新設に係る費用について、 国が実施する場合は都道府県が費用の1/3、 都道府県が実施する場合は当該都道府県が費用の1/2 を負担 (道路法第50条第1項)	原則として管理に係る費用は国が負担 (河川法第59条) しかし、都道府県が行うものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県が負担 (河川法第60条第2項)	管理に係る費用は都道府県が負担 (河川法第59条)

【法令等に基づく管理権限】

	指定区間外の国道	指定区間の一級河川	二級河川、準用河川
整備に係る計画	道路整備計画の報告 (策定義務はないが、策定した場合、道路法第76条により国への報告義務がある)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 河川整備基本方針は 国において策定・変更 </div>	河川整備基本方針の策定・変更 (河川法第16条) ※長期的な河川整備の方針として、水系ごとに、河川管理者が全国的な整備バランスを確保しつつ、水系全体を見渡して定める必要のある事項を定めるもの
		河川整備計画の策定・変更 (河川法第9条第2項、河川法施行令第2条) ※河川整備基本方針に沿って行う河川の整備に関する事項を定めるもの	河川整備計画の策定・変更 (河川法第16条の2) ※河川整備基本方針に沿って行う河川の整備に関する事項を定めるもの
維持・修繕	道路の維持・修繕その他の管理 (道路法第13条)	河川工事、河川の維持 (河川法第9条第2項、河川法施行令第2条)	河川工事、河川の維持 (河川法第10条第1項)

所有外資産の財務書類上の取扱い（資産計上）について③

○ 前項で掲げた実態の効果として、所有外資産は、広く住民が経済的便益を享受することができるものとなっている。

⇒ これらの所有外資産の実態を踏まえると、所有権を有してはいないが、**実質的に資産を「支配」している**と整理すべきではないか。



2. 財務書類上の取扱いに係る方向性（まとめ）

○ 統一的な基準の資産の定義である「支配するもの」の該当性については、所有権の有無のみではなく、その実態を踏まえて整理すべき。

○ 所有外資産の中でも代表的なものとして、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川の実態について概観したところ、

- ・一定の地方負担を伴い整備されていること
- ・地方団体が法令等に基づき計画立てて維持・修繕等の管理を行うこと
- ・その効果として住民が経済的便益を享受していること

に鑑みれば、所有権がなくとも、**実質的には「支配している」と考えられることから、所有外資産は資産の定義に該当すると改めて解釈することができるため、資産として計上すべきではないか。**

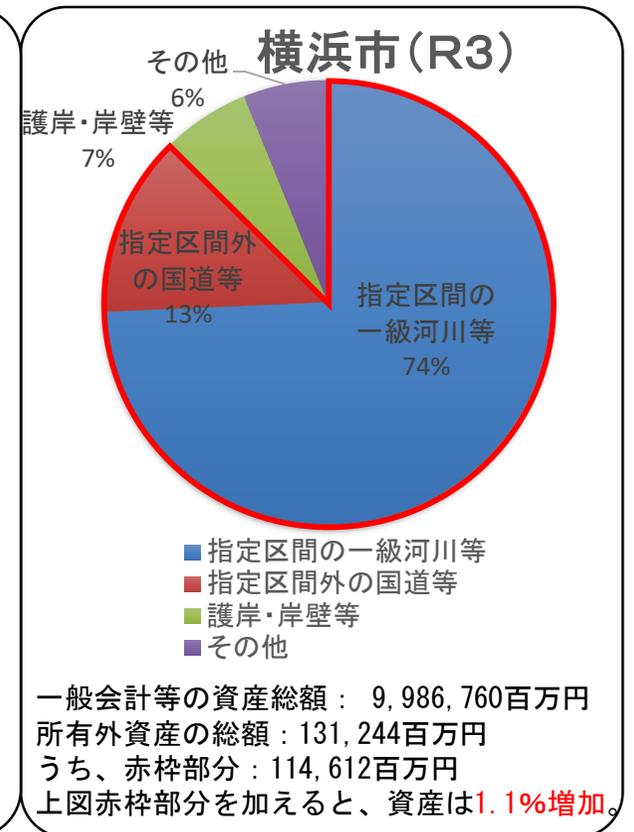
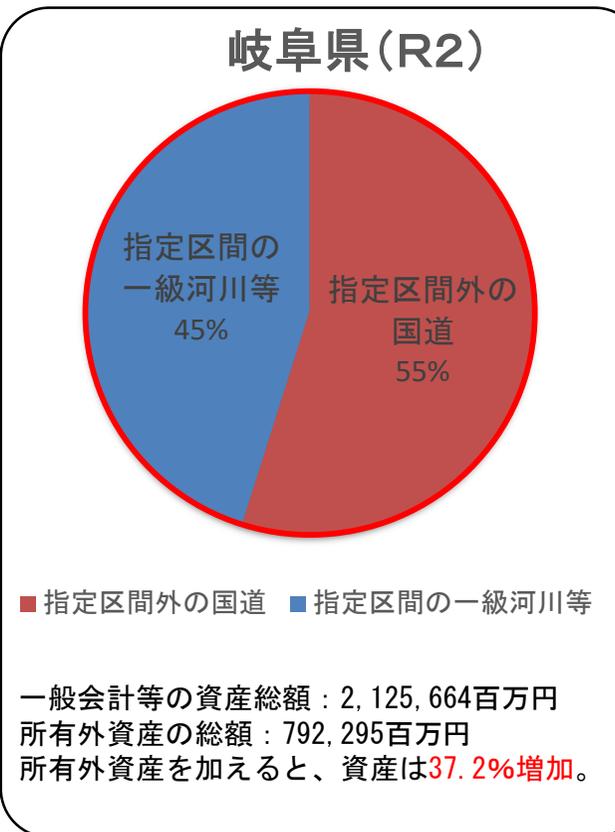
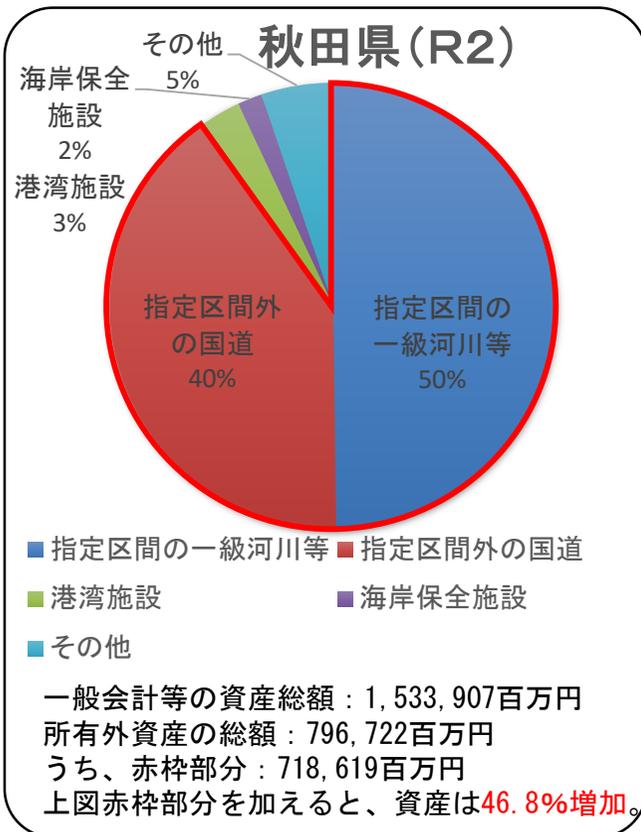
○ 所有外資産が資産の定義に該当する場合、**一般の固定資産との違いは所有権の有無のみ**となるため、所有権移転外ファイナンス・リースなどと同様に、資産計上に当たっては**有形固定資産として計上すべきではないか。**

実施可能性を踏まえた実務的な検討課題について①

1. 所有外資産の取扱範囲

- 所有外資産の定義に照らすと、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川の他にも該当しうるものがあるが、**管理権限のない、又は整備に係る費用を負担していない資産は所有外資産に該当しない（＝資産計上の対象とならない）。**
- 上記を考慮すると、治山施設、海岸等が所有外資産に該当しうるが、資産計上に当たっては、**該当資産の価額等の精査・把握に係る実務負担が生じ、該当しうる資産の網羅的把握は実施可能性を損なうおそれがある。**
さらに、所有外資産の種類によっては、**財務書類・指標に対する影響度が小さい場合**もありうる。

【資産総額に対する所有外資産の割合サンプル】



実施可能性を踏まえた実務的な検討課題について②

- 企業会計においては、**重要性の乏しいものについては簡便な会計処理による**ことも認められており、地方公会計においても同様の原則が掲げられている。地方団体の実施可能性を考慮しつつ、一方で財務書類・指標への影響度を考慮し実態に近づけるとする観点では、**重要性の原則により優先順位を付ける**ことが考えられる。

企業会計原則注解

【注1】重要性の原則の適用について

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、**重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。**（以下略）

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月） p. 7

IV 財務書類の質的特性

6 重要性の原則

- 36. 重要性の原則とは、**企業会計の場合と同様**、財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、**どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか**を意味し、**財務書類に情報を盛り込むべきか否か**という点等が考慮されるべきである。

⇒ 財務書類・指標に対する影響度や地方団体の実施可能性を考慮し、重要性の原則を適用し、**当該団体の資産総額に対する割合が大きいと考えられる、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を優先して計上すべき**ではないか。

※ なお、都道府県が特に多くの指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を管理しており、特に財務書類・指標に対する影響が大きいと考えられる。

⇒ ただし、**それ以外の所有外資産についても、財務書類・指標に対する影響に応じて（※）資産計上する**（例えば、当該団体の資産総額に対して所有外資産が一定の割合を占めるのであれば計上対象とする）**ことを妨げない扱いとすべき**ではないか。

（※）財務書類・指標への影響度の基準を具体的な数字で示し、当該基準を上回る影響度であれば計上するという方法も考えられる。

例：資産総額に対し、ある種類の所有外資産の額が占める割合が〇%以上であれば資産計上する。

実施可能性を踏まえた実務的な検討課題について③

2. 資産計上に向けたスケジュール

- 所有外資産を資産計上するに当たっては、管理する所有外資産の有無や価額の把握に係る実務負担を軽減するため、一定の整備期間が必要と考えられる。
- 統一的な基準が作られた際には、地方団体に対し財務書類の作成を要請するに当たって、固定資産台帳の整備期間として1～2年を想定していた。

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月） p.31

V 整備手順等の実務

1 整備手順・整備期間

286. 固定資産台帳の整備期間については、1～2年間以内を目安としているが、これは、①庁内の整備体制について、**組織改正等によって体制整備を行う場合には、相応の期間が必要となる場合があること**、②団体の規模、資産の量によっては、**関連部署合同の計画・準備や資産の棚卸に時間を要する場合もある**と考えられること等から幅を持たせている。

- 今回も資産の棚卸等に相応の時間が必要になることが想定される一方、あまり長い整備期間を設けても価額や数量等が変わることも考えられる。

⇒ マニュアルの改正等、**実務的取扱いが具体的に定まった年度の次の年度を始期として1～2年間の整備期間を設ける**こととしてはいかがか。（ただし、早期適用を望む地方団体については、それを妨げるものではない。）

※ 2年間の整備期間の場合のイメージ

